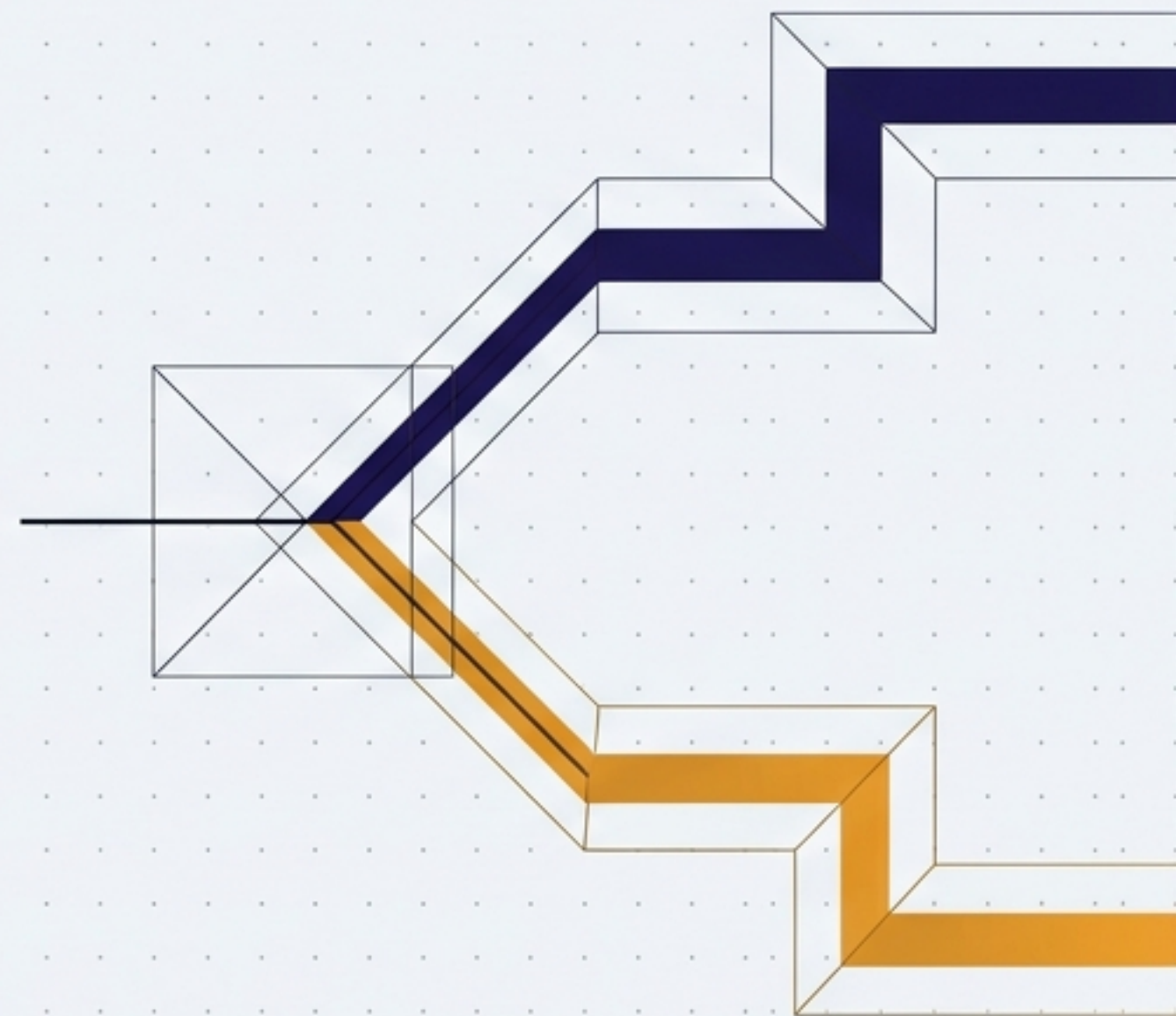


AI自律発明の特許保護と発明者性 — 議論の構造化と将来への見取り図

成果の保護（経済的要請）とAIの発明者適格（法的定義）を切り離す



調査・検証基準：2026年10月 / 国内外の制度論および判例動向に関する総合診断



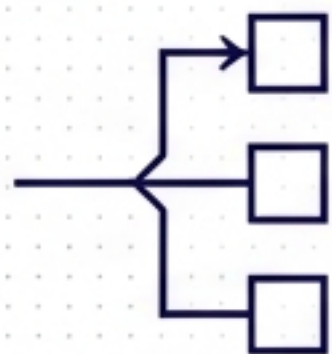
議論の混同を解く

「AIを発明者にすること」と「AIの成果を保護すること」は全く別の法務・政策的課題である。制度的混同が議論を停滞させている。



産業界の真の要請

製薬企業等が求めているのは莫大な「投資回収の仕組み（特許による保護）」の維持であり、「AIへの法的な人格付与」ではない。産業界も一枚岩ではなく、過度な保護には懸念もある。



制度設計の分岐点

現行法の限界（自然人要件）と諸外国の動向を踏まえ、発明概念の再定義や権利帰属の別制度化を含む、実証的な選択肢の検討フェーズに突入している。

AIが生み出した成果

法律上の「発明者」

問われていること：
法律上の発明者にAIを含め、願書等に記載できるか？

決まらないこと：
AIに財産権を持たせる必然性はない。

経済的な「成果の保護」

問われていること：
投資回収のために化合物・材料・製法等に特許権を取得できるか？

決まらないこと：
職務発明制度と同様、発明者という地位と財産権の保有者は一致しなくてもよい。

AIPPI Q272決議（2020）：AIの発明者適格には反対（第5項）しつつ、
自然人の寄与にかかわらず成果の保護には賛成（第6項）する国際的立場の存在。

メディアの切り取りと誤解

「『AI自律発明も特許法で保護を』製薬企業が意見」
(日刊薬業 2026/6/16)



生じる誤解:
= 「製薬企業はAIを発明者として認める法改正を求めている」という錯覚。

産業界の実際の声 (第56回特許制度小委員会資料等)

[製薬]

「AI自律発明でも、特許による投資回収の仕組みを維持する必要がある」→ ガイドライン等から段階的対応を希望 (保護要請)。

[電機]

「米国・中国大手による大量特許が日本企業の事業に悪影響を与えるおそれがある」→ 保護に慎重 (特許の網への懸念)。

[自動車]

「AIに発明へのインセンティブを与える必要があるのか疑問」

産業界は一枚岩ではない。かつ、AI関連発明の審査制度適正化 (製薬協2025提言等) と、AIへの法的地位付与 (発明者化) は明確に区別されている。

AI技術自体の発明

対象: 学習方式、モデル構造、推論処理の改良。

通常の特許対象。

AIを利用した人間の発明

対象: 研究者がAIを使い、新しい材料や製法を完成。

研究者の創作的寄与（課題設定、出力の評価・選択・補完）があれば現行法で保護可能。

法的な意味での自律的AI発明

対象: 優れた技術的成果は得られたが、発明者と認めるに足りる寄与をした自然人がいない。

【現行法の保護の空白】

境界線は「AIが90%作業したか」という割合論や工程の順番ではなく、請求項に対する「自然人の具体的な創作的寄与」の有無にある（日本知的財産協会見解）。

DABUS事件の射程: 司法判断の真意を診断する

知財高裁 (2025年1月) および 最高裁 (2026年3月確定) の判決構造

判決が明確に示したこと

- ✓ 現行法は「自然人」の発明を前提としており、AIを発明者欄に記載することは不可。
- ✓ AIの所有・管理という財産的地位から、特許を受ける権利が自動的に発生することはない。

⊗ 「AIの成果は特許法上の『発明』にすら該当しない」とは言い切っていない (自然人創作限定説と非限定説の学説対立は未決着 / 前田健 2026)。

⊗ 「AIの成果は特許法上の『発明』にすら該当しない」とは言い切っていない (自然人創作限定と非限定説の学説対立は未決着 / 前田健 2026)。

判決が示していないこと (拡大解釈の禁止)

⊗ AIが人間の関与なしで発明できるという「自律発明能力」を科学的・法的に証明したわけではない。

国際動向: AI発明者性と人間寄与のグローバル比較

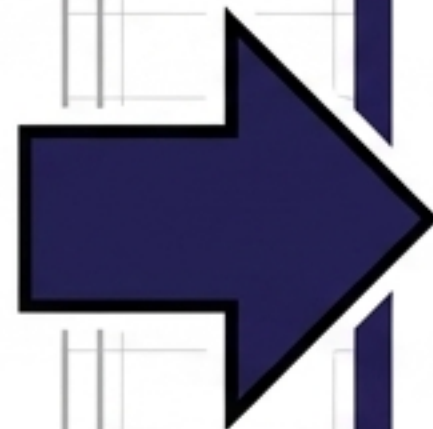
国/地域	AIの発明者性	成果の保護と人間の寄与の扱い（最新動向）
米国	否定（自然人限定）	人間による着想(conception)を判断。AI利用の有無で基準を変えない（2025年11月改訂）。
欧州（EPO）	否定	AI利用による成果を一律に特許対象から排除しない（T528/25 - 2026年）。
英国	否定（最高裁）	DABUS所有権に基づく権利取得は否定。AI支援発明一般を排除したわけではない。
ドイツ/スイス	否定	人間を発明者とし、AI利用を補足的に記載する実務を許容・模索（2024-2025年判断）。
中国/韓国	否定	架空の記載を認めず。2026年1月施行の中国審査指南改正で明記。
豪/南ア	否定へ回帰	過去の一時的判断(豪2021)や無審査登録(南ア2021)は例外であり、現在の趨勢ではない。

「AIを認める/認めない」の二項対立ではなく、
「どの人間の行為を寄与と認めるか」が国際的焦点。

米国実務の決定的なシフト: 共同発明者アプローチからの撤退

旧基準: 2024年2月指針

- アプローチ: AIを共同発明者のように見立て、Pannu判決に基づく「重要な寄与」を要求。
- 結果: 人間とAIの寄与比較という不自然な枠組みが混乱を招く。



新基準: 2025年11月全面撤回・改訂

- アプローチ: 共同発明者基準を放棄し、通常の人間の発明者認定（Conception基準）へ回帰。
- 重要ポイント: AI出力を見ただけでは発明者にならないが、AI利用の有無によって人間の着想認定のハードルを人為的に上げることはしない。

保護を支持する理由

投資回収: 医薬品候補発見後の有効性・安全性検証、事業化への莫大なコスト回収。

技術公開の促進: 保護がなければブラックボックス化（秘密管理）が進む懸念。

競争促進: AIを利用した先端研究への投資インセンティブ。

慎重な立場からの懸念

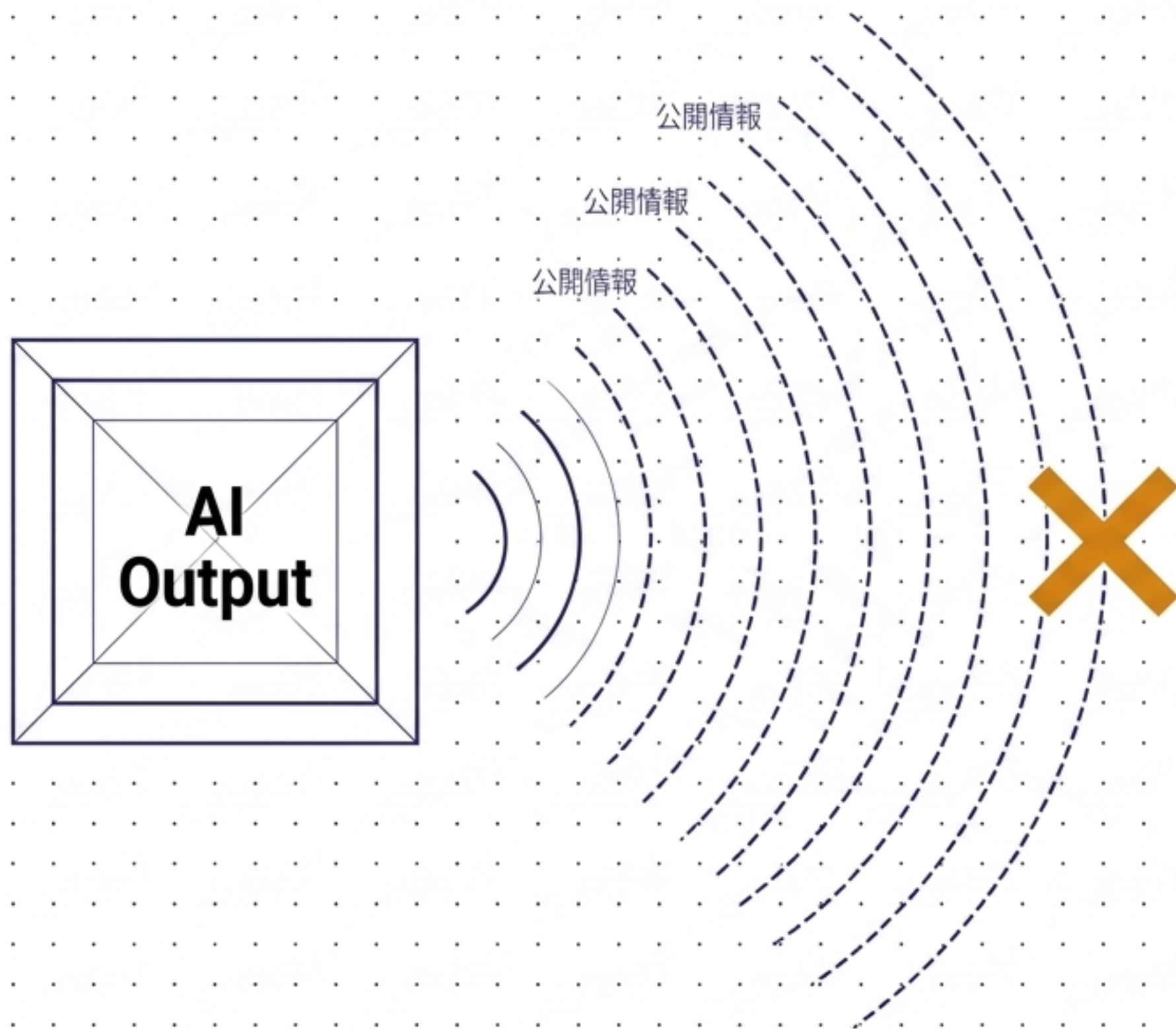
特許の網: 候補を安価に大量生成した段階で広い権利を与えれば、後続開発を阻害。

公開の質の低下: 低価値な大量開示による審査遅延と権利濫用。

独占の偏在: 計算資源・大量データを持つ一部企業への特許集中。

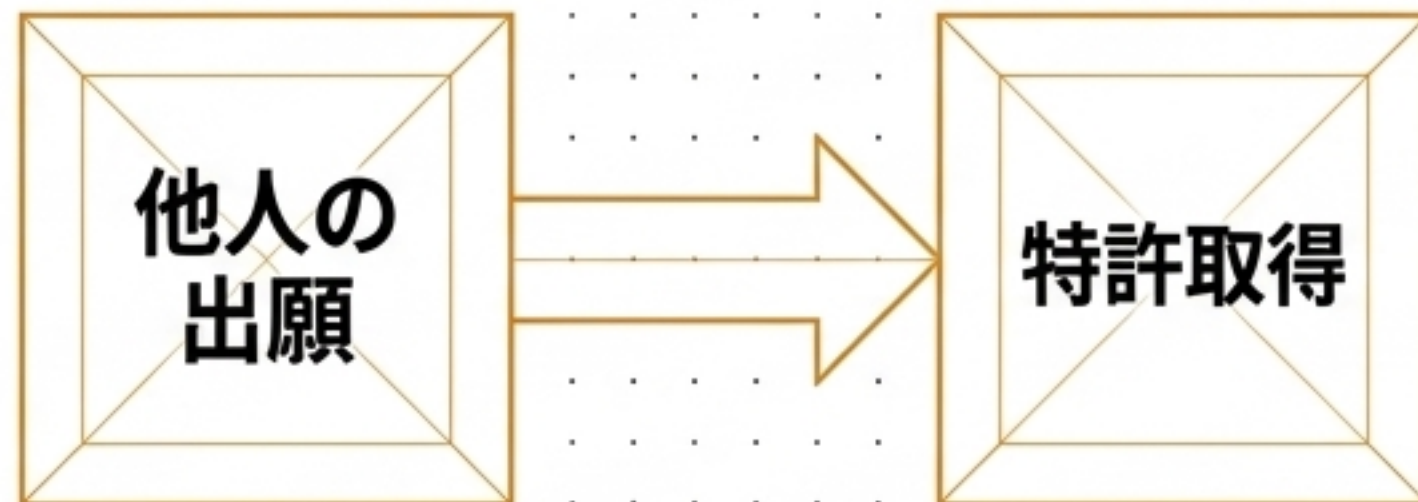
WIPOワーキングペーパー(2024)等が示す通り、「AIに報酬は不要」という単純論理は誤り。
真の課題は、アイデア生成コスト低下後の「後続検証・実用化投資」へのインセンティブ設計である。

波及する知財システムの課題 1: 先行技術と進歩性



先行技術としての扱い (Prior Art)

保護されなくとも、AIが公開した情報は他人の特許の「新規性・進歩性」を否定し得る（両立する）。ただし、単なる化合物の大量列挙で「実施可能な開示」と言えるかは別問題。

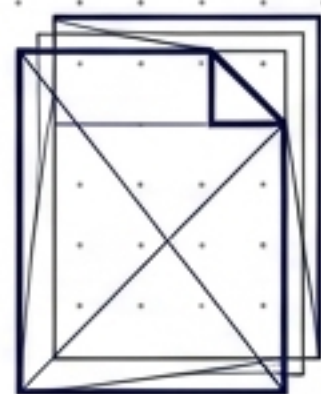


進歩性（容易性）への影響（Obviousness）

AIが「当業者の通常ツール」となれば、従来困難だった探索・組合せが容易となり、進歩性のハードルは上がる。

限界：「AIなら何でも見つけられる」という抽象論での否定は不可。出願時の技術水準と、具体的な解決手段への到達可能性が問われる。

波及する知財システムの課題 2: 記載要件と契約の限界



記載要件と技術的裏付け

AIの「有効との予測」だけで実施可能要件やサポート要件は当然には満たされない。逆に「AIを利用した」という理由だけで、一律に過剰な追加実験を求めるのも不適切。技術分野ごとの審査実務（製薬協等要望）が鍵。



僭称発明者と法的正当性

自然人の発明者がいないのに人間の名前を書く（僭称）は違法であり、冒認出願や無効の対象。真の権利者が存在しない状態での無効制度との不整合も学説上指摘される。



契約による権利帰属の限界

AI提供者と利用企業で「出力の権利は企業に帰属する」と契約しても、法律上存在しない特許権をゼロから発生させる魔法にはならない。

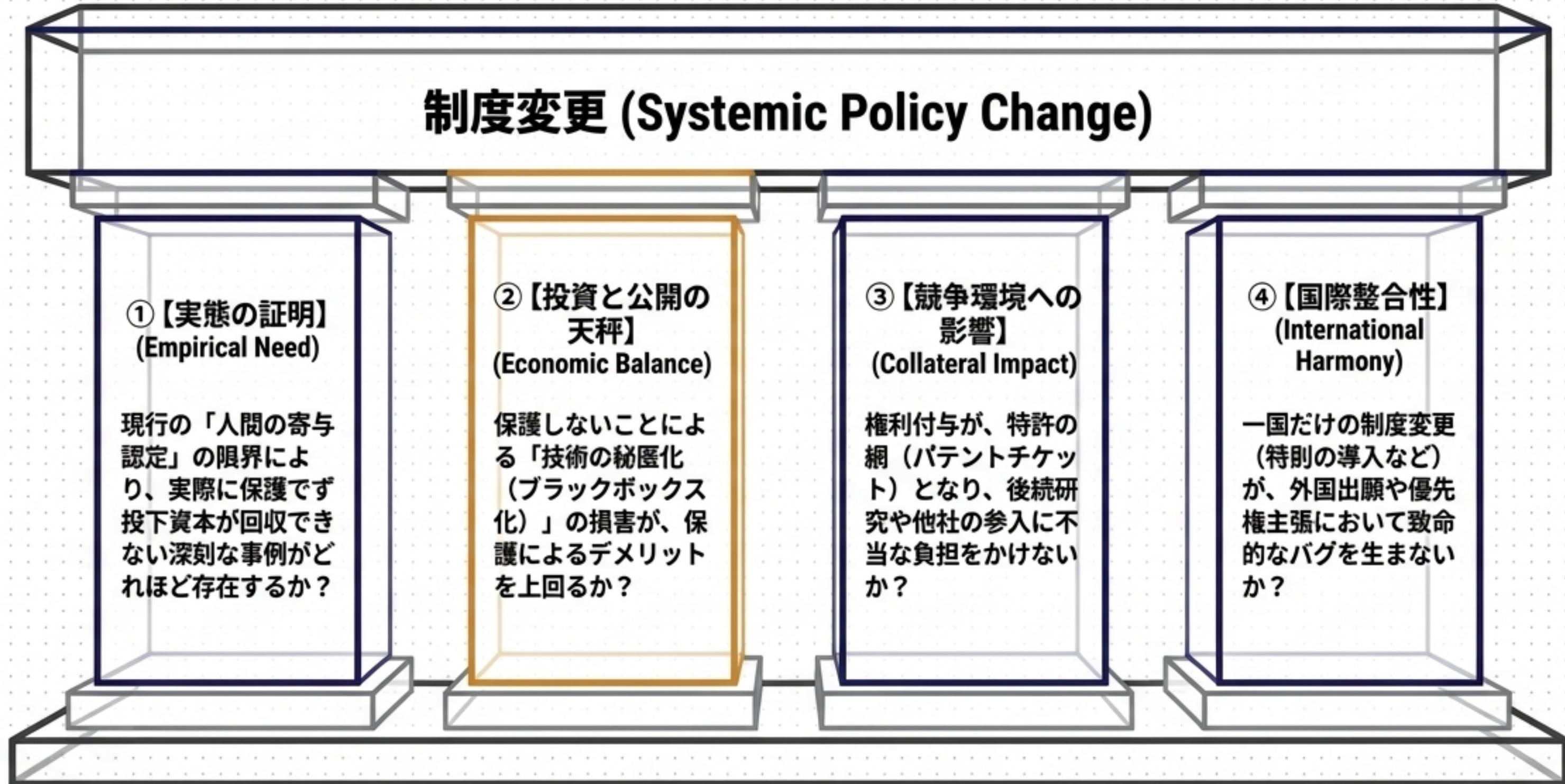
将来の制度アーキテクチャ比較：選択肢と課題

英国政府案(2021)やAIPPI決議(2020)等で提起された将来のアーキテクチャ案（※日本で採用済みではない）

制度の選択肢	AIの扱いと成果の保護	主な検討・懸念課題
[運用拡張] 人間の寄与を柔軟に認定する	AIは発明者とせず、人間の発明者がいる範囲で保護。	実際の寄与を過不足なく評価できるか。
[法的擬制] 一定の人間を発明者とみなす	AIは発明者とせず、投資者等を擬制。	実際の創作者とのズレをどう説明するか。
[特則] 発明者不在のまま権利を法人等に直接帰属させる	AIの発明者性は不問。	利用者・開発者・投資家の誰に権利を与えるか。
[表示付与] AIを発明者として表示し、人間等に権利を帰属させる	AI表示を認めつつ財産権は分離。	手続と外国出願との整合性。
[Sui generis] 通常特許とは別の新たな保護制度を設ける	限定的な保護（期間・範囲）。	通常特許制度との競合と複雑化。
[保護の空白容認] 純粋な自律成果には排他権を設けない	現状維持。	投資と公開の不足を他の制度（助成金等）で補えるか。

The 4 Pillars for Policy Judgment:

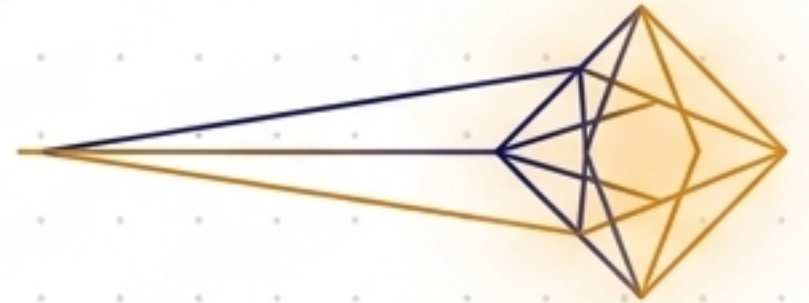
制度変更に必要な4つの実証



The Road Ahead: 議論の着地点

「新しい技術だから保護する」「AIだから保護しない」という単純なアプローチは機能しない。

日本国内の議論（特許制度小委員会等）は、すでに感情的なAI人格論を脱している。産業界の要請と学説の懸念を冷静に切り分け、世界に先駆けて世界に先駆けて「発明概念の再定義」と「経済的インセンティブ設計」の最適解を探るフェーズに突入している。



発明者の資格論に終始せず、研究開発から事業化への投資を促す「特許制度設計の真の目的」を見失わないこと。それが、自律型AI時代における知財戦略の確固たる基盤となる。

調査・引用文献インデックス (Baseline: 2026年10月)

[Category: 政府審議・方針]

- [1] 特許庁 第56回特許制度小委員会 資料1 (2026/6)
- [23] 特許庁 第54回特許制度小委員会 資料1 (2025/6)

[Category: 判例・司法判断]

- [2] 知財高裁 DABUS事件判決 (2025/1) &
- [11] 最高裁決定 (2026/3)

[Category: 諸外国当局・国際協調]

- [3][7] UK IPO 意見募集および政府回答 (2021-2022) /
- [16] 英国最高裁 (2023)
- [4] AIPPI 決議 Q272 (2020)
- [13] USPTO 改訂発明者ガイダンス (2025/11)
- [14][15] EPO J 8/20 (2021) & T 0528/25 (2026)
- [18] 中国国家知識産権局 審査指南改正 (2026/1施行)

[Category: 産業界提言・学説]

- [6][10] 日本製薬工業協会 提言(2025)・フォーラム(2026)
- [9] 日本知的財産協会 意見書 (2023)
- [8][12] 中山一郎 / 前田健 論文 (知財法政策学研究 2026)
- [22] WIPO 経済研究ワーキングペーパー (Cuntz et al. 2024)